

特記仕様書

(適用及び定義)

第1条 本特記仕様書は、下記委託に適用する。

委託名：令和2年度道路メンテナンス事業 南洲通線

補償調査業務委託

委託箇所：和泊町 和泊・手々知名 地内

第2条 本特記仕様書において、甲は和泊町をいい、乙は本業務の受託者をいう。

第3条 本業務は、契約書及び設計書によるほか、この特記仕様書並びに鹿児島県知事制定「公共用地等の取得に伴う損失補償基準」、鹿児島県土木部制定「公共用地等の取得に伴う損失補償基準」及び九州地区用地対策連絡会制定「用地調査等共通仕様書」によらなければならない。

第4条 本委託業務は前払金及び部分払いは行わない。

(業務の範囲)

第5条 本業務は、「土地に関する権利以外の補償に関する調書」の作成とする。

(監督職員)

第6条 本業務については、監督員を置くこととし、その職・氏名等については別途通知する。

(業務遂行上の遵守基準)

第7条 乙は、業務の遂行にあたって、その制度を高めるために最大限の努力を払い、与えられた条件に満足し、業務の目的を十分に達成する成果品を甲に提出しなければならない。

第8条 乙は、業務に先立ち甲と概要ヒアリングを行い、また、業務の途中において疑義を生じた際も、甲と緊密な協議を行わなければならない。

第9条 乙は、本業務に係わる一切の秘密を遵守しその成果などを他に漏らしたり転用してはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(成果品の提出)

第11条 成果品は別表1のとおりとする。

第12条 第11条の提出場所は、和泊町土木課とする。また、提出時期は甲の指示によること。

(その他)

第13条 乙は、業務の目的及び作業範囲を十分理解し、その責任を全うしなければならない。

第14条 和泊町が発注する建設工事等（以下「町工事等」という。）において、暴力団関係者により不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく甲及び警察に通報すること。

町工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、甲と協議を行うこと。

第15条 打合せ協議について
中間打合せの回数は0回とする。

第16条 旅費について
用地調査業務委託等の旅費交通費については、業務着手時で1往復、成果物納入時（日帰り）で1往復、それぞれ計上している。
初回打合せの際に現場調査、補償調査を行うものとしている。
主任技師及び技師A、技師Bの移動は航空機（鹿児島～沖永良部）とし、技師Cはライトバン航送費に含まれているものとし、船舶移動（鹿児島～和泊）とする。
技師Cの船舶移動時の人件費は、0.5日+0.5日とし1日の基準日額を計上する。

別表1

成果品等一覧表

業務区分	成果品の名称	規格	部数
土地に関する権利以外の補償	土地に関する権利以外の補償に関する調書	A列4番	2部
	参考資料	A列4番	2部